

鎌倉のごみ減量をすすめる会運営要領

この要領は、鎌倉のごみ減量をすすめる会設置要綱（以下「要綱」という）第13条に基づき、鎌倉のごみ減量をすすめる会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第1 入会

- 1 要綱第4条で定める入会登録届は、以下のとおりとする。
 - (1) 要綱第3条第1号アで定める個人及び同条第2号で定めるもののうち個人に該当するものは、様式1-1のとおりとする。
 - (2) 要綱第3条第1号イ及びウで定める事業所及び団体並びに同条第2号で定めるもののうち事業所及び団体に該当するものは、様式1-2のとおりとする。

第2 退会

- 1 要綱第5条で定める退会届は、様式2のとおりとする。

第3 全体会

- 1 要綱第9条第6項で定める委任状については、様式3のとおりとする。

第4 個別行動チーム

- 1 要綱第10条で定める個別行動チームは、以下のとおりとする。
 - (1) 生ごみ減量チーム
 - (2) 発生抑制チーム
 - (3) 広報チーム

第5 庶務

- 1 要綱第12条で定める庶務については、以下のとおり行う。
 - (1) 要綱第12条第2項第1号に定めるものの人数は、2名以下とする。
 - (2) 全体会に係る庶務は、事務局において行う。
 - (3) 個別行動チームに係る庶務は、各個別行動チーム内において行う。
 - (4) 運営委員会に係る庶務は、事務局において行う。
 - (5) 会員等の入会、退会、登録に係る事務は、要綱第12条第2項第2号において行う。

第6 ホームページ

- 1 鎌倉のごみ減量をすすめる会ホームページ（以下「鎌ごみホームページ」と略す）の編集については、以下のとおり行う。

（編集の主体）
- 2 鎌ごみホームページの編集は、鎌倉のごみ減量をすすめる会運営委員会が行う。

（主たる閲覧者）
- 3 鎌ごみホームページは公開され、主たる閲覧者は鎌倉市民とする。

（掲載サーバ）

- 4 鎌ごみホームページは特定非営利活動法人鎌倉シチズンネット（略称 KCN）が提供するサーバ上に構築し、URL は <http://kamagomi.kcn-net.org/> とする。
（制作手順）
- 5 鎌ごみホームページのコンテンツは広報チームが原案を作成し、運営委員会の承認後公開する。
- 6 コンテンツ内容の緊急性から運営委員会の承認が間に合わない場合は代表及び事務局の了承を得て公開することができる。その内容は運営委員会に報告する。
- 7 誤字脱字など軽微な変更については代表及び事務局に報告すれば足りる。
（ホームページの構成）
- 8 鎌ごみホームページは次の構成とする。
 - (1) トップページ
第4条にて定める URL で閲覧できるページ。
 - (2) 子ページ
トップページからリンクされたページ。
 - (3) 孫ページ
子ページからリンクされたページ。
- 9 トップページには次の内容を含むものとする。
 - (1) ヘッダ
ヘッダには会の名称を示すこと。
 - (2) 本文
 - (3) フッタ
フッタには著作権者として 鎌倉のごみ減量をすすめる会の表示を行うこと。
- 10 子ページには次の内容を含むものとする。
 - (1) 会の目的
 - (2) 活動報告
 - (3) 会の組織
 - (4) 外部リンク
 - (5) 問い合わせ先
- 11 鎌ごみのホームページには、「鎌倉のごみ減量をすすめる会ホームページ」の協働開発及び協働管理に関する協定書に基づき、広告が掲載される。

付則 この要領は、平成 24 年 3 月 26 日から実施する。

付則 この要領は、平成 24 年 5 月 29 日から実施する。

付則 この要領は、平成 24 年 12 月 17 日から実施する。

付則 この要領は、平成 25 年 4 月 15 日から実施する。